

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (青空再生課)

### 告示

○豊野用排水土地改良区の役員就退任届 (春日部農林)

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課)

## 規則

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月七日

### 埼玉県規則第六十一号

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則(平成十四年埼玉県規則第

○男性警察官用合服上衣等七品目の製造請負に係る一般競争入札の公告 (会計課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項の規定に基づく認定の告示 (審査調整課)

十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改める。  
様式第二号(表面)中「の規定により立入検査をする者」を「に規定する職員」に改め、同様式(裏面)中「農加」の次に「、第一種特定農産物整備者、第一種特定農産物廃棄物等実施者、第一種フロン類回収業者等」を加える。  
附則  
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第七百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、豊野用排水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。  
平成十九年五月七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
一 就任		
理事	日向武雄	春日部市六軒町一九四
同	鈴木一男	赤沼六〇九
同	坂巻與助	藤塚一九一六
同	大塚一男	赤沼一四六六
同	川上秀夫	銚子口八九一の一
同	加藤秀	同 一〇〇
同	島村藤雄	藤塚二二八八
同	中村政雄	赤沼一〇五二
同	川鍋忠和	銚子口六五一
同	島村藤一郎	藤塚四五九
同	石塚藤繁	赤沼一二七五
同	會田貢平	銚子口三一七
二 退任		

職名	氏名	住所
理事	日向武雄	春日部市六軒町一九四
同	鈴木一男	赤沼六〇九
同	石塚丕文	同 一一七九
同	大塚一男	同 一四六六
同	川上秀夫	銚子口八九の一
同	加藤秀	同 一〇〇
同	島村藤雄	藤塚二二八八
同	時田源蔵	銚子口六九〇
同	坂巻與助	藤塚一九一六
監事	川鍋五郎寿	銚子口三四二
同	石川清一郎	赤沼八六七の四
同	島村藤一郎	藤塚四五九

埼玉県告示第七百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

- 平成十九年五月七日
- 埼玉県知事 上田清司
- 解除に係る保安林の所在場所
- 飯能市大字小岩井字横吹九五の一

・九五二・九五五の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

- 一 保安林として指定された目的
- 二 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
- 道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第七百五十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成十九年五月七日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区	間
県道	川口上尾線	川口市西青木二丁目一番四八地先から	同市並木四丁目六番六地先まで

埼玉県告示第七百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年五月七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 案件名及び予定数量(単価契約)

- ア 男性警察官用合服上衣 1,954着
- イ 男性警察官用合活動服 2,200着
- ウ 男性警察官用制服ワイシャツ 11,202着
- エ 男性警察官用合服ズボン 4,696着
- オ 男性警察官用冬活動服 1,678着
- カ 男性警察官用冬服ズボン 3,499着
- キ 男性警察官用短靴 7,835足

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成19年6月22日(金)から平成20年3月31日(月)までの間の指定する日

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。また、上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、単価を入力又は記載すること。なお落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の販売」のうち「百貨店・ギョウト店」又は「衣類・帽子・靴」のA等級に格付けされている者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 製造しようとする物品に必要とする生地の供給を受けられることの証明書類（原反出荷引受書）、生地見本及び製造見本を、平成19年6月1日（金）午後5時までに下記の場所に持参し、審査した結果当該物品を製造することができると認められた者であること。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部装備課被服係 上野 雅美 電話048-832-0110 内線2326

(5) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有する者であること。

(6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。

(7) 納入する物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付方法並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部会計課調度第一係 柴崎 慎二 電話048-832-0110 内線2243 フラック シミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードするか、上記の(1)の場所において交付する。

(3) 仕様書の交付方法

この公告の日から上記の(1)の場所において交付する。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年6月18日（月）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

ウ 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年6月15日（金）午後5時まで（必着）

エ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年6月18日（月）午前9時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること（郵送の場合は不要）。

(5) 開札場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎6階警察本部会計課執務室 平成19年6月18日（月）午前10時から順次開札する（詳細は入札説明書による）。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、1着当たりの契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、1着当たりの契約金額に予定数量を乗じた金額に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、

財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年6月1日(金)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
同システムから確認申請する。

イ 紙媒体による入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送、持参、又はフлакシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

- ① Male police officer's spring/autumn uniform 1,954
- ② Male police officer's spring/autumn activity uniform 2,200
- ③ Male police officer's spring/autumn long sleeve shirt 11,202
- ④ Male police officer's spring/autumn trousers 4,696
- ⑤ Male police officer's winter activity uniform 1,678
- ⑥ Male police officer's winter trousers 3,499
- ⑦ Male police officer's low shoes 7,835

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; By 9:30 a.m., June 18, 2007  
By mail; 5:00 p.m., June 15, 2007 In person; 9:30 a.m., June 18, 2007

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2243



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年二月二十七日

第一八〇一八三〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十七日

第一九〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字両家三九七―一五、三九八―七、三九九、四〇三―一と三九七―一、三九八―一、三九九―

四、水路の各一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名  
比企郡滑川町大字羽尾三九八―一

上野 廣



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年五月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年四月十六日

第一八〇二一九〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月二十七日

第一九〇〇一三三

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字大堀前

一六三四―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市六軒町七―二七

福田 英之

埼玉県労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、さいたま市水道事業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。）について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成十九年四月二十六日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成十八年埼玉県労働委員会告示第三号は廃止する。

平成十九年五月七日

埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

勤務箇所	職 名
水道局	部長、副理事、次長、参事、課長、所長、室長、水道工事検査監、副参事、水道工事検査員、経営企画室の室長補佐、主幹及び係長、業務部水道総務課の課長補佐、主幹及び係長、水道財務課の課長補佐、主幹及び係長、管財課の課長補佐、主幹及び係長、業務部水道総務課人事係の主任

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)